

盛岡市地域企業成長加速支援事業業務委託 公募型プロポーザル実施要領

令和 8 年 4 月 22 日

1 趣旨

盛岡市は、盛岡市地域企業成長加速支援事業業務委託の受注候補者の選定に関し、この実施要領に基づき、公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）を実施します。

2 業務概要

(1) 業務名称

盛岡市地域企業成長加速支援事業業務委託

(2) 業務目的

本業務は、成長事業の構想段階や発展途上にあるスタートアップを対象に、事業拡大経験者や専門家等によるセミナーやメンタリング、ピッチイベント等の実施により、企業成長や事業拡大の加速化を支援することにより、オープンイノベーションによるスタートアップ創出コミュニティの形成を図る。

また、優れたビジネスモデルにより社会課題の解決に取り組み、事業拡大や安定段階にある中小企業をロールモデルとして市が認定し、地域を先導するスタートアップとして広く情報発信することによって起業家の社会的評価の向上を図ることで、スタートアップの集積創出と高度人材の地元定着を推進することを目的とする。さらに、スタートアップの株式上場支援に向けたニーズ調査を実施し、今後の上場支援施策の検討に資するデータを収集する。

(3) 業務内容

別紙仕様書のとおり。

(4) 履行期間

契約締結の日から令和 9 年 3 月 31 日まで

(5) 見積上限額

6,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

3 参加資格要件

プロポーザルに参加できる者（複数の者が共同で参加しようとする場合にあっては、それぞれの者）は、次に掲げる要件を全て満たしている者とします。

- (1) 日本国内に本社、支社、営業所又はこれらに類する事業拠点を有し、本業務の実施について市の要求に応じて協議・対応できる体制を整えている者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者でないこと。
- (3) 盛岡市競争入札参加資格者に対する指名停止基準による指名停止を受けている者でないこと。
- (4) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者（同法第 33 条第 1 項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始

の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがされている者（同法第 41 条第 1 項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

(5) 役員や理事又は営業所等の代表者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 項に規定する暴力団（以下この項において「暴力団」という。）、同法第 2 条 6 号に規定する暴力団員（以下この項において「暴力団員」という。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。

(6) 直近の国に納付すべき法人税、消費税及び地方消費税を滞納している者並びに盛岡市に納付すべき市民税（法人が参加する場合は法人市民税、個人が参加する場合は個人住民税）、固定資産税及び都市計画税を滞納している者でないこと（直近とは納付期限が到来しているものを指します。）。

4 提案書類

プロポーザルに参加しようとするときは、次の書類を提出してください。

- | | |
|--|-------|
| (1) 参加申込書（様式 1 号） | 1 部 |
| （複数の者が共同で参加を申し込む場合は、グループ構成申込書（様式第 1 - 2 号）1 部を併せて提出してください。） | |
| (2) 参加資格を有していることを証明する書類 | 各 1 部 |
| ア 法人登記簿の謄本（法人の場合のみ）（写し可） | |
| イ 定款又は寄附行為の写し | |
| ウ-1 直近の国に納付すべき法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書（写し可） | |
| ウ-2 直近の盛岡市に納付すべき市民税、固定資産税及び都市計画税の納税証明書（写し可） | |
| ウ-3 直近の国に納付すべき法人税等又は直近の盛岡市に納付すべき市民税等の納税義務がない場合は、その理由を記載した申立書（様式第 2 号）（写し可） | |
| (3) 参加申込する法人の役員等名簿（様式第 3 号） | 1 部 |
| (4) 企画提案書（様式第 4 号又は任意様式） | 6 部 |
| (5) 費用計画書（様式第 5 号） | 6 部 |
| (6) 組織等に関する調書（様式第 6 号） | 6 部 |
| (7) パンフレット等の参加申込者の事業概要が分かるもの（任意様式） | 6 部 |

※ 1 複数の者が共同で参加を申し込む場合、(2)、(3)、(6)及び(7)の書類は、全てのグループ構成員について提出してください。

※ 2 盛岡市物品等買入れ等競争入札参加者名簿に登録のある者は、(2)及び(3)の書類は提出を省略できます。

※ 3 次のいずれかに該当する書類は、これを無効とします。

ア 参加資格要件を満たさない者又は受注候補者を決定するまでの間に参加資格要件を満たさなくなった者から提出されたもの。

イ 提出した書類に虚偽の内容が記載されていたもの。

ウ 見積上限額を超えるもの。

エ 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 90 条、第 93 条、第 94 条又は第 95 条の規定に該当

- する内容となっているもの
- オ 誤字、脱字等により必要事項が確認できないもの。
- カ 提出期限を過ぎて提出されたもの。

5 提案書類の受付

(1) 受付期間

令和8年4月22日（水）から令和8年5月20日（水）まで

(2) 提出先

盛岡市役所若園町分庁舎1階（〒020-8531 盛岡市若園町2番18号）
盛岡市商工労働部ものづくり推進課

(3) 提出方法

持参又は郵送により提出してください。

持参による提出の場合は、受付期間のうち土曜日、日曜日及び祝日を除く午前8時30分から午後5時15分までとします。

また、郵送による提出の場合は、受付期間の最終日までに申込先に到着するように送付してください。なお、提案書類到達の証明は必要に応じ参加申込者の責任において行ってください。

6 質問の受付及び回答

公募に関する質問を次のとおり受け付けします。質問票（様式A）に必要事項を記入のうえ、電子メールで提出してください。

なお、口頭及び質問票によらない質問は受け付けしません。

(1) 質問の受付期間

令和8年4月22日（水）から令和8年5月7日（木）まで

(2) 質問に対する回答の公表

令和8年5月8日（金）までに盛岡市のホームページへ掲載し、公表します。ただし、審査に影響しない軽微な質問については、質問者のみに回答します。

(3) 提出先

後述の「問い合わせ先」の電子メールアドレスあてに提出してください。電子メールの件名は、業務の名称を含めた記載としてください。

7 審査

受注候補者の選定は、盛岡市地域企業成長加速支援事業業務委託公募型プロポーザル審査要領に基づき実施します。

(1) 審査方法

ア 一次審査（書類審査）

参加者が3者以下の場合は、参加資格要件の審査のみ行います。参加者が4者以上の場合は提案書類による書類審査を実施し、二次審査の対象となる3者を選定します。

イ 二次審査（プレゼンテーション等による審査）

プレゼンテーション・ヒアリングによる審査を行い、受注候補者となる1者を選定しま

す（場所は盛岡市役所を予定）。

(2) 審査基準

次に掲げる項目を審査します。なお、審査基準の詳細は、盛岡市地域企業成長加速支援事業業務委託公募型プロポーザル審査要領を確認してください。

ア 業務目的の理解

イ 提案内容の創意工夫

ウ 業務遂行能力

エ 業務執行体制

オ 費用

(3) 審査結果

審査結果は、参加者に対して速やかに通知するとともに、盛岡市のホームページへ掲載し、公表します。

(4) 公募・審査日程（予定）

ア 公募の開始 4月22日（水）

（市ホームページ掲載、公募資料等配布）

イ 質問の受付期間 4月22日（水）から5月7日（木）まで

ウ 質問に対する回答の公表 5月8日（金）まで

エ 提案書類の受付期間 4月22日（水）から5月20日（水）まで

オ 一次審査の実施 5月21日（木）

カ 二次審査の実施 5月25日（月）

（二次審査の日時等の詳細は、一次審査による上位3位までの参加者に対し、別途通知します。）

キ 審査結果の通知・公表 5月27日（水）

8 留意事項

(1) 提案可能数

参加者1者につき、1提案とします。

(2) 費用負担

参加に関して必要となる費用（提案プレゼンテーションへの出席、書類の作成及び提出等）は、全て参加者の負担とします。

(3) 提案書類の取扱い

提出された書類は、返却しません。

なお、提出された書類は、盛岡市情報公開条例に基づき開示等を実施する場合があります。

(4) 参加の取下げ

参加申込を取り下げる場合は、参加辞退届（様式第7号）を提出してください。

(5) 説明会の有無

このプロポーザルに関する説明会は開催しません。

(6) 公募資料等のダウンロード

公募資料等は、盛岡市公式ホームページからダウンロードすることができます。

(7) 関係機関への照会

必要により提出された書類の内容について、参加資格要件の確認その他の目的で関係機関に照会する場合があります。

(8) 契約方法等

ア 盛岡市財務規則第 121 条に定める随意契約の手続きにより、受注候補者（複数の者が共同で参加した場合にあっては、その代表者）から見積書を徴取して契約を締結し、契約書を作成します。

イ 契約の内容となる仕様書は、受注候補者が提出した提案書類を基に作成しますが、この業務委託の目的達成のために必要と認められる場合には、市と受注候補者との協議により提案内容を一部変更した上で、仕様書を作成することがあります。この場合において、受注候補者との協議が整わなかった場合は、補欠順位の上位者と協議を行うものとします。

ウ 契約保証金

上記アの受注候補者は、契約保証金として契約額の 100 分の 5 以上の額を、契約締結前に納付しなければなりません。ただし、盛岡市財務規則（昭和 46 年規則第 33 号）第 125 条各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することがあります。

9 公正なプロポーザルの確保について

- (1) 参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはなりません。
- (2) 参加者は、プロポーザルに当たっては、競争を制限する目的で他の参加者と提案内容に関する相談等を行ってはならず、独自に企画提案書等を作成しなければなりません。
- (3) 参加者は、受注候補者の選定前に、他の参加者に対して提案書類を意図的に開示してはなりません。
- (4) 参加者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、プロポーザルを公正に執行することができないと認められるときは、当該参加者をプロポーザルに参加させず、又はプロポーザルの執行を延期し、若しくは取りやめることがあります。

10 問い合わせ先

盛岡市商工労働部ものづくり推進課 担当 及川（おいかわ）

住所 〒020-8531 盛岡市若園町 2 番 18 号

電話 019-626-7538（直通）

電子メール monozukuri@city.morioka.iwate.jp